



www.alpajapan.org

# 日乗連ニュース

## ALPA Japan NEWS

Date 2003.1.31

No 26 - 23

発行: 日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan

幹事会

〒144-0043

東京都大田区羽田5 - 11 - 4

フェニックスビル

TEL.03-5705-2770 FAX.03-5705-3274

E-mail:office@alpajapan.org

## ダブルスタンダードがあり、直ぐには座れない！

= 1月10日 706便裁判、第2回公判速報 =

第2回706便裁判の続報を機長組合ニュースより抜粋して掲載します。

### 1. 706便キャピンスーパーバイザー（当時）への証人尋問

#### < 検察側 >

#### ～ 高本機長のブリーフィングについて～

検察：キャプテンブリーフィングの注意事項の中で、揺れやシートベルトサインへの特段の指示はあったか？

証人：揺れに関する情報、シートベルトサインに関する取り扱い、その他一般的な飛行情報等が副操縦士によって伝えられた。その後安全に関して機長が付け加える感じで、「揺れが3箇所です。予報されている。ベルトサインが点いたら例外なく着席すること。トイレの使用等で止むを得ず離席する時には必ず機長の許可を得ること。この時状況によっては暫く離席を許可出来ない事もあるかもしれない。その場合には自分がPAを行って旅客に説明する。」と話された。

検察：揺れる場所は、具体的にはどのような説明だったか？

証人：香港離陸後、沖縄上空、名古屋への着陸降下中の3箇所との情報であった。

#### ～ 降下中の揺れに関する乗員への周知について～

検察：名古屋到着前に被告から到着に関する情報は受けたか？

証人：はい。二つの内容で一つは到着予定時刻、到着地の天候、気温。もう一つは揺れに関するもので、香港出発時に話した通りに降下中に揺れが予想される。客室内の業務はなるべく早く済ませておくようにとの内容であった。

検察：被告からの情報を受けて、証人はいつ頃ベルトサインが点灯すると考えたか？

証人：梅雨の時期でもあり、雲の影響もあるであろうとの認識があった。通常よりも早い時期に揺れの為のベルトサインが点灯するのであると想像した。

検察：ベルトサインは一度点いたら着陸まで点灯したままになると想像していたか？

証人：そうは考えていなかった。たいていの場合、天候の状況が許せばいったんベルトサインが点いても下の方でベルトサインを消してもらってお客様のベルトの確認や片付けを実施している。今回も着陸までベルトサインが点きっぱなしになるとは断定的には考えていなかった。



た。

検察：証人自身は巡航中に被告から揺れに関する情報を受けたか？

証人：19:30 頃、客室のサービスの進行状況の報告と、客室装備の不具合を記載するキャビン ス  
コワーク ログブックを点検してもらう為に操縦室に行った時に聞いた。

検察：機内サービスについて証人は被告にどの様に伝えたか？

証人：「サービスは、ほぼ終了した。病人の発生等はない。」と伝えた。

検察：証人からの報告に、被告は何と答えたか？

証人：「分かりました。やはり降下中に揺れがありそうなので着陸準備を早く終わらせるように。」  
と言われた。

### ～ ベルトサイン点灯後の客室内での作業状況について ～

検察：客室内のシートベルトサインが点灯したのは揺れ始める前か？

証人：はい。2分ほど前、日本時間の19:48 だと思う。

検察：ベルトサインが点いて証人はどのような行動をしたか？

証人：会社の業務指示にあるように、ギャレーの整理整頓、お手洗い等を使用しているお客様が  
いないかの確認、お客様のベルトの着用確認、収納箱の確認等を行った。

検察：どのように確認したか？

証人：前方客室のPA 担当者が「御座席のベルトをしっかりとお締め下さい。またベルトサイン  
点灯中のお手洗いの御使用は御遠慮下さい。」とのPA を行った。私は通路を歩きながら離  
席している旅客がいないか、トイレに入っている人がいないか、ベルトは締められているか、  
確認した。

検察：OM にはベルトサインが点灯した時にどのようにすると書いてあるか？

証人：ベルトサインが点灯したら所定の場所に座ってシートベルトを締める。離席が必要な事態  
があれば機長の許可を得る。OM にはアナウンスで確認すればよいとあるが、実状として客  
室乗務員は一般に実際に見て乗客のベルトを確認している。

検察：正確にご記憶にないようなので、OM を示すので確認して頂きたい。

旅客へのベルト着用に関する指導及び確認は、離着陸前ならアナウンスまたは直接確認、航  
行中のベルトサイン点灯時はアナウンスにて徹底を図る。これでよいか？

証人：はい。

検察：事故直前、客室乗務員が着席しなかった。機長の指示に反することにならないか？

証人：ある意味ではそうだと言える。

### ～ 客室乗務員に対する業務指示について ～

検察：シートベルトサイン点灯時の業務の実態は？

証人：会社からは実際の作業に関し OM とは別に業務指示や通達が出ている。これによるとベル  
トサイン点灯時に我々が行うことになっているのは、ギャレー内の危険物の収納、トイレ等  
の為に離席中の旅客への着席案内、ベルト着用の確認、収納箱を閉める等の安全措置をして  
から着席ということだ。OM と客室本部からの業務指示と言う 2 本の業務ラインが存在して  
いる事になる。

検察：そういった業務には何分くらいかかるか？

証人：飛行機の大きさや、旅客の数によって変化するが、会社の通達では5分程度と言われている。

検察：5分の通達について運航本部には知らされているか？

証人：分らない。

検察：安全確認を実施し終わって、これから着席すると、通常、操縦席に連絡しているか？

証人：全ての客室乗務員がそのようにしていたかどうかは分らないが、私はしていた。

## < 弁護側 >

\*主に藤井弁護士により行われました。以下弁護士 = 藤井弁護士

弁護士：ベルトサインに関する指示はどのようなものあったか？

証人：点灯したら直ぐに座るようにといった指示であったと思う。

弁護士：ベルトサイン点灯時に離席する時の注意は、誰からされたか？

証人：機長からである。

弁護士：当時のOMのサブメニューを見るとベルト着用に関する規定は離着陸時とタービュランス時に分かれており、離着陸時はベルトサインが点灯したら、乗客がベルトをしているかどうか確認をするが、乱気流の場合はその確認をしないで客室乗務員も直ちに着席するという定めだが、そういう理解はしていなかったか？

証人：そう理解していた。

弁護士：ブリーフィングで、被告人から追加された内容はどのようなものであったか？

証人：ベルトサインが点灯したら乗員も例外なく直ちに座ること、点灯中の離席については許可を得ること、状況によっては離席を待つて貰う。その場合は機長からPAを行うという内容であった。

## ～ ベルトサイン点灯時の着席について～

弁護士：被告はどのような場合にベルトサインをONにすると行ったか？

証人：少々の揺れでは点けない。怪我をするような状況で点けると言われた様な気もするが、記憶がハッキリしない。

弁護士：だから例外なく直ちに座れと言われたのだな。

証人：それについては「例外なく」を「NO EXCEPTION」と英語で言われたので記憶している。

弁護士：証人はそれをどういう風に受け止めたか？

証人：強調された内容であり、細かく指示をされる被告人は安全について慎重に考えておられる人だなという印象を受けた。

弁護士：揺れに会ったら例外なく座らなければならないという印象を受けたか？

証人：はい。

弁護士：ベルトサインの点灯は業務指示と受け止めているか？

証人：機長の指揮下にあり、機長の命令であると受け止めている。

弁護士：自らの安全を守るためでもあり、ベルトサイン点灯時は座らなくていけないと認識していたか？

証人：はい。

弁護士：シートベルト点灯について、重ねて指示する事は多いか？

証人：あまり多くない。

弁護士：それがあったので、安全に配慮していると思ったか？

証人：はい。

弁護士：降下の 25 分前、機内の片付けの状況はどの位進んでいたのか？

証人：乗客に対するサービスは、ほとんど済んでいた。ギャレーの整理をしていた。客室乗務員の業務全体でみれば 8 から 9 割終了していた。

弁護士：早めに片付けて欲しいというのは、どういうふうに受け取ったのか？

証人：揺れの予想があり、梅雨の時期なので、いつもより早くベルトサインが点くだろうから早くやろうと声をかけていた。

弁護士：あなたが操縦席に行った 7 時 30 分ごろ、舟木さん(組合注：アライバルインフォメーションを操縦席に聞きに言った客室乗務員)の 15 分ぐらい後だが、その時被告人に言ったことは？

証人：機内サービスはほぼ終了したこと。病人の発生もなく、客室内設備の不具合も発生していない事である。

弁護士：被告人からそこで重ねて早く片付けをといわれたことをどう受け止めたか？

証人：責任者たる自分にも再度確認されたと思った。

弁護士：揺れについて、被告人は出発前、舟木さんへのアライバルインフォメーション時、証人のチーフへと同じ事を 3 回言ったのだな。

証人：そうだ。

弁護士：19：48 にベルトがついた時の印象は？

証人：通常は 1 万フィート、着陸の 10 分から 15 分前に点灯するがそれより早く点いたので、やっぱり揺れがあるのだと感じた。梅雨の時期なので揺れやすいと感じた。

弁護士：ベルトサインが点灯した時の機内アナウンスの日本語での内容は？

証人：「揺れが予想されます。シートベルトをお締め下さい。御手洗い御使用は御遠慮下さい。」決まりがあるので、どの場合も同じだ。

弁護士：当時、「乗客は御自身でシートベルトを確認しなさい」との規定は？

証人：当時は規定がなかった。

弁護士：OM では揺れの場合、乗客のベルト着用について確認しなくても良いとなっているのだから、すぐに座らなくてはいけないのではないのか？

証人：OM 的にはその通りとなっている。

弁護士：例外なく座われと言われているのだから、すぐ座わらなければならないと思わなかったのか？

証人：思った。

弁護士：どうしても出来なかったのか？

証人：ギャレーの整理整頓をしていた。

弁護士：舟木さんが 19:15 に、証人は 19：30 に操縦室に行った。その間に飲み物や免税品の収

納が出来なかったのか？

証人：シートベルトサイン点灯までは、乗客の要望に対応するので、全て片付けるわけにはいかない。

弁護士：揺れが予想されているとの事をあらかじめ3回も言われている。片付けを早く終わってくれと言われているのに早くしようとしなかったのか？そうしたが、残ったのか？

証人：意識はそうだが、客室乗務員の考えていることと、お客様からの要望は違うので、思った通りにはいかない。これが現実だ。

### ～シートベルト着用について～

弁護士：谷口さんは亡くなられたが、シートベルトをしていなかった客室乗務員の方が負傷している。

証人：見てはいないが、事故後の確認でベルトをしていなかったことが解った。

弁護士：ベルトをしていたらどうだったと思うか？

証人：ベルトをしていたお客様は怪我をしていないから、ベルトをしていれば怪我をしたとしても軽傷ですんだであろうと思う。

弁護士：ベルトが点灯すれば揺れる危険性があるのだから、客室乗務員としては乗客の確認をした後、座らなければいけないのではないかと？

証人：そう思う。しかし、それが現実だ。

弁護士：あなたはそうしなかったのか？

証人：OMの指示に従うべきと思うが、会社からの別の業務指示があり、直ぐには座れないようになっている。着席前に、乗客の着席の確認やギャレーの危険物の片付けをしなくてはならない。ダブルの判断基準が示されている。私たちは、客室乗務員への業務指示に従い業務を終わり着席する。シートベルトサイン点灯が2分前であり、業務指示に従って作業中に事故にあった。今も同じ規定・業務指示になっている。この事が整理統合されなければ事故は再発する。それを強く言いたい。

弁護士：OMは最上位のマニュアルではないか？

証人：そうだと思う。

弁護士：事故を防ぐためには、シートベルトと事故の関係をどう思うか？

証人：重複するが、我々に対する業務指示を一本化してもらわなくてはこういう事は再度起こる。自分も配下のCrewにもベルト着用をさせ得なかったことは残念と思っている。しかし、業務をしなくてはならない。それがつらい事だ。

弁護士：機長の再三の指示にもかかわらず、ベルトをしなかったことをどう思うか？

証人：本来であれば、被告人の指示に従うべきであったと思うが、二重の基準のギャップに悩みがある。

伊佐次弁護士：シートベルトサインが点灯したら直ぐ着席すると、キャプテンブリーフィングの時にあったか？

証人：はい。

・・・弁護士尋問終了後、検察と裁判官から以下の尋問がありました。・・・

検察：揺れがおさまって後方のギャレーへ行った時、電子機器を使っていた人はいなかったか？  
証人：いなかった。  
裁判官：ダブルスタンダードについて、OM には離着陸時と乱気流時で区別しているが、通達にもそのような区別があるのか？  
証人：正確には覚えていないが、ないと思う。  
裁判官：機長は通達を知っているのか？  
証人：分らない。  
裁判官：片付けに5分かかるとのことだが、客室乗務員は着席が完了したら、機長に報告するのか？  
証人：一部はしていたかもしれないが、全体としては当時はそうやっていなかったと思う。通達にはその事はない。  
裁判官：この問題について、機長から何か言われているか？  
証人：プライベートで乗員の方と食事の場などで話したことはあるが業務の場ではない。  
裁判官：ダブルスタンダードがあることを運航本部は知っているか？  
証人：分からない。  
裁判官：後部のギャレーでカートが2台倒れていたが、ちゃんと格納されていたのか？  
証人：壊れたのか、ロックが外れたのか分からない。  
裁判官：しっかりしとかなないと危険だな。  
証人：鉄の塊ですのでそうだ。  
裁判官：ベルトサインが点いても、こういうものは収納しなくてはいけないという事か？  
証人：通達では2次災害があるので片付けなさいとなっている。

## 2 . 後部担当客室乗務員への尋問

### < 検察側 >

#### ～ 機長のブリーフィングについて ～

検察：香港で機長のブリーフィングで揺れの注意は？  
証人：離陸後、沖縄上空、降下中一カ所ゆれる可能性があるとのブリーフィングだった。  
検察：揺れについては、どの様な印象だったか？  
証人：ベルトが点灯したら座ると言う注意だったと思う。詳しくは覚えていない。  
検察：706 便が離陸して巡航中に揺れを感じたか？  
証人：なかった。  
検察：降下中の揺れの情報は、誰から得たのか？  
証人：池田さんからインターフォンで「今から 5 分後に降下中揺れが予想されるので早く片づけをするように。機長はベルトを点けないで済むかもしれないが、点ければ早く座るように」言われた。

#### ～ ベルトが ON になってからの作業 ～

検察：降下中ベルトサインは ON になったのか？

証人：はい。

検察：ベルトサインが ON になってどのタイミングで座ったのか？

証人：ベルトが ON になったとき、免税品の書類を前のギャレーに持っていく途中だった。

検察：ベルトサインが点いている時に仕事をしていたのか？

証人：前方に向かっていた。

検察：販売品の書類をどこに持っていったのか？

証人：真ん中のギャレーに持って行った。

検察：免税品の書類を前に持っていく目的は何か？

証人：ただ前に持っていき届けるだけだった。

検察：その書類をどうしたのか？

証人：そこに残していっただけ。

検察：書類を残してからどうした？

証人：左通路を歩いて後ろの客室に戻った。

### ～ ベルトサインが ON になったときの客室乗務員の任務について ～

検察：降下中にベルトサインが点灯したら、客室乗務員として乗客のシートベルト、手荷物等をどうするのか？

証人：降下中にベルトサインが点灯したらすみやかに安全確保、お客様のベルトを確認して自ら座る。

検察：お客様のベルトは直接確認するのか？

証人：はい。

検察：直接確認できないときはどうするのか？

証人：急に揺れて、自分が歩けないときなどは安全を確保するために自分の判断で近くの席に座る。

検察：降下中ベルトサインが ON になったら、客室乗務員は乗客の安全を確認するのは常識か？

証人：はい。

検察：運航乗務員はこのことは知っているか？

証人：よほどひどい揺れではない限り、客室に出て行くことは知っているだろうと思う。

検察：そう言う具体的理由は？

証人：キャビンマニュアルに「安全のため」と記載されている。

検察：キャビンマニュアルの中にある「乗客のベルトを確認してから客室乗務員も着席する」ということを運航乗務員も認識しているということか？

証人：はい。

検察：706 便ではベルトサインが ON になったとき、乗客のシートベルトを確認する前に客室乗務員が座るように、という自らの安全優先の指示はあったか？

証人：なかった。

検察：電子機器を使用している乗客はいたか？

証人：いなかった。

\*注：この後、証人の怪我の状況と治療について尋問がありましたが、プライバシーに関わる部分もあり、割愛します。

## < 弁護側 >

\*主に藤井弁護士により行われました。以下弁護士 = 藤井弁護士

### ～ ベルトサインがONになったときの客室乗務員の任務について ～

弁護士：OM サプリメントの中にシートベルト点灯時、客室乗務員がどうしなくてはいけないか、行動についての記載がある。ベルトサインが点灯したとき平成9年当時、客室乗務員は何をしなければならないと会社から指示されていたか？

証人：ベルトサインが点灯したらアナウンスを実施し、乗客のベルトを確認してすみやかに着席する。

弁護士：(OM)3-2-10にはベルトサインONに離着陸時と乱気流時の2種類の記載がある。離着陸時にはアナウンスと乗客のベルトを確認する。乱気流時にはアナウンスでベルト着用を徹底すると書いてある。この違いは知っていたか？

証人：はい。

弁護士：違いは、乱気流時にはシートベルト着用の確認を行うとはなっていない。

証人：大きく揺れているときは自らを守るためにすぐに座る事もあるし、また、機長から機内アナウンスで客室乗務員もすぐに座るように言われることもある。

弁護士：乱気流時ではすぐに座るようになっているのではないか？

証人：文面ではそうだが、揺れがある程度状態なら乗客のベルトを確認し、アナウンスで徹底する。よほどの揺れでないと乗客の安全が第一だ。会社からも乗客のベルトを確認しなくても良いとは言われていない。

### ～ ベルトサイン点灯前の状況について ～

弁護士：西田さん(組合注：706便副操縦士)更に高本機長からベルトサインが点いたらすぐに座るように言われていたが。

証人：はい。

弁護士：具体的にどう言われたか覚えているか？

証人：ベルトサインがONになったら座るように言われた。

弁護士：池田チーフからインターフォンで機長からの揺れの情報が伝えられたが、その前に舟木さん(注：アライバルインフォメーションを操縦席に聞きに言った客室乗務員)、松本さん(注：アライバルPAを行った客室乗務員)から揺れの情報が伝えられた事がなかったか？

証人：アライバルインフォメーションを谷口さんとツエさんが聞いて、アライバルメモに書かれていた。

弁護士：内容は、降下中に揺れるので早めに片付けるようにという事ではなかったか？

証人：なかった。聞いてもいない。ブリーフィングで降下中に揺れがあると聞いていたので早めに片付けなければと思っていた。飛行時間も短く、降下中揺れるので早め早めに片づけをしていた。



弁護士：7時半ごろ池田チーフから証人への連絡で、5分後に揺れが予想されるということで、池田チーフからはどのような指示があったのか？

証人：具体的指示は記憶ないが、早めに片付けるように言われていた。

弁護士：その時の後方客室の片付けの状況は？

証人：大きなポットなどは、大体片付けられていたと思う。

弁護士：ミールカート等は食事が終わっているのに片付けられていたが、お茶とかはどうなっていたか？

証人：全部が片付いていたとは言えない。池田さんからCALLをもらった時も全部は片付いていなかった。

弁護士：揺れは5分後と聞いて何をやったか？

証人：揺れの情報があったので、熱い飲み物はやめて、冷たいジュースのサービスなどを行った。

弁護士：シートベルト点灯時、すぐに座らなければならないという心づもりはあったか？

証人：はい。あったから作業を進めていた。

弁護士：7時48分にベルトがONとなって、7時30分に降下中揺れるという情報があったが、その18分間に何をやったのか？

証人：お酒や飲み物が出ていた。3人でジュースやビールのリクエストに応えていた。

弁護士：そのころは片付けていたのではないか？

証人：お酒やジュースのカートは収納していたが、ジュースのパックとか危険の無いものは出ていた。危険なものはしまっていた。

### ～ ベルトサイン点灯 ～

弁護士：ベルトサインが点いたのを見たのは、真ん中のギャレーに行く途中とすることだが、持って行ったものはどういうものか？

証人：免税品の売り上げ状況を真ん中と後ろのギャレーで合計するものだ。最悪でも着陸後に作業はできる。

弁護士：あなたはシートベルトがONになった後に書類を前に持って行った。すぐに自分がシートベルトをしなかった。書類を前に持って行くことは乗客の安全に不可欠な行為ではないのではないか？

証人：はい。

弁護士：それをあえてやるには何か理由はあるのか？

証人：ベルトサインに従わなかったと言うよりは、後ほんの少しで終わると思っていたので直ぐに帰れば間に合うと思っていた。

弁護士：それは貴方の判断だろう。

証人：はい。

弁護士：機長の指示通りシートベルトをつけて座る余裕があったのではないか？

証人：個人としては前のギャレーに行かず座っていれば、ベルトを締めることができたと思う。

弁護士：シートベルトサイン点灯から揺れまで2分。前のギャレーに行って帰ってからベルトをつけても間に合ったのではないか？

証人：帰る途中で乗客から免税品の注文を受けたり、名古屋の天気の質問を受けたりして、真っ直ぐにギャレーに帰れなかった。

弁護士：何時ゆれたか？

証人：ギャレーに入って、ロックを確認中に揺れた。

弁護士：ベルトサインがONでは何時揺れてもおかしくない。乗客に危険だと言って自分は座ればいいのではないか？

証人：乗客にはお断りして後で来ます、と言えは良かったのかもしれないが、実際に揺れていなかったのでは過信していたのかもしれない。

山下弁護士(以下山下弁護士による尋問)：床が抜けるような揺れの前にダダッと、車のエンストのような揺れと言っていたが、その時の姿勢は？

証人：機首に向かって横を向いていた。左側の窓の方を向いていた。

弁護士：その時の揺れは？

証人：縦揺れではなかった。横にぶれるような動き。足がぶれるようなそれほど大きなぶれではなかった。

弁護士：前後に動いていたということか？

証人：はっきり覚えていない。そんなに大きな横ぶれではなかった。

弁護士：怪我をするような大きな揺れではなかったな？

証人：はい。それまで揺れなかったし。これまで経験したことの無いような大きな揺れだった。エンストのような一瞬の揺れだった。

・・・・・・弁護側尋問終了後、裁判官から以下の尋問がありました。・・・・・・

裁判官：機長のブリーフィングは客室乗務員としてもものすごく大事なことを言われる場か？それとも形式的なものか？

証人：飛行状況を毎回受ける。通常の作業と言ってよい。

裁判官：その重要性をどのように捕らえているか？

証人：揺れの可能性については、安全に関する事なので自分で必ずメモして確認している。

以 上